

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構人事事務取扱規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(人事事務取扱規程) (通知書の交付等)</p> <p>第 7 条 人事異動の際には、職員に人事異動通知書（第 1 号様式。以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、通知書に代わる文書の交付、<u>電子文書（神奈川県立病院機構文書管理規程第 2 条第 2 号に規定する電子文書をいう。）の提供</u>、その他適当な方法をもって通知書の交付に替えることができる。</p> <p>(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則（以下「契約職員及び非常勤職員等就業規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）及び同規則同条第 3 項に規定する短期非常勤職員（以下「短期非常勤職員」という。）を雇用する場合</p> <p><u>(2) 法令等の規定により通知書を交付することとされている人事異動以外の人事異動で人事部長が別に定めるものを行う場合</u></p> <p><u>(3) 組織の変更等に伴い職員を転任させ、若しくは配置換えし、又は名称変更する場合</u></p> <p><u>(4) 通知書の交付によることができない緊急の場合</u></p> <p><u>(5) その他通知書の交付によらないことを適当と認める場合</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(人事事務取扱規程) (通知書の交付等)</p> <p>第 7 条 人事異動の際には、職員に人事異動通知書（第 1 号様式。以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、通知書に代わる文書の交付</p> <p>その他適当な方法をもって通知書の交付に替えることができる。</p> <p>(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則（以下「契約職員及び非常勤職員等就業規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）及び同規則同条第 3 項に規定する短期非常勤職員（以下「短期非常勤職員」という。）を雇用する場合</p> <p>(2) 組織の変更等に伴い職員を転任させ、若しくは配置換えし、又は名称変更する場合</p> <p>(3) 通知書の交付によることができない緊急の場合</p> <p>(4) その他通知書の交付によらないことを適当と認める場合</p> <p>(略)</p>	<p>電子文書の提供を可能とし業務効率化をするため。</p>